

2月分
から

都市ガス料金が変わります

< 購入ガス価格の全面改定により、平均で 7.01% 値上げ >

< 原料費調整制度を導入 >

購入ガス価格の全面改定により、平成 22 年 2 月 1 日を実施日とする都市ガス料金の改定等を行う一般ガス供給約款の変更認可申請を関東経済産業局長に提出し、平成 22 年 1 月 7 日認可を受けました。

料金改定の理由

上越市の都市ガスは、国際石油開発帝石(株) (以下、帝石) から国産天然ガスを購入し、お客様に供給をしていますが、近年の原油価格の高騰や環境意識の高まりの結果、全国的に天然ガスの需要が大きく伸びたため、帝石は平成 22 年 1 月から従来の国産天然ガスに加え液化天然ガス (LNG) を導入することとし、それに伴い購入ガス価格の全面改定が実施されました。この結果、本市では都市ガス料金の改定と原料費調整制度を導入することとしました。厳しい経営環境の中にあって、事業の健全化と安定供給の確保及びお客様サービスを一層充実させるとともに、管路の更新や耐震化などライフラインの強化を目指すため、必要最小限度の料金改定をお願いするものです。

新しい料金表でのご請求は 2 月分から始めます。2 月分の料金は、検針した使用量を適用開始日 (2 月 1 日) を基準日として、使用日数であん分し、それぞれの使用量に新旧料金表を適用して算定します。なお、2 月分の調整単位料金については、1 月分の使用量・料金のお知らせ (検針票) をご覧ください。

一般契約料金表 (1 か月当たり) ... 一般家庭でご使用されるガス料金 (税込み)

区分	1 か月の使用量	基本料金	基準単位料金
料金表 A	0 ~ 25m ³	357 円	102.27 円
料金表 B	26 ~ 250m ³	399 円	100.59 円
料金表 C	251m ³ 以上	609 円	99.75 円

この料金表は納入通知書発行日の翌日から 20 日以内にお支払いいただく場合の料金 (早収料金) です。20 日を過ぎてお支払いいただく場合は、早収料金に 3% を割増した額 (遅収料金) となります。

原料費調整制度により、基準単位料金を調整した場合は、その調整単位料金を適用。

< 新旧料金計算表 >

家庭用の平均使用量 (42m³) の場合、300 円の値上げになります。

使用量 (m ³)	料金 (円・税込み)			使用量 (m ³)	料金 (円・税込み)		
	現行	改正後	差額		現行	改正後	差額
0	357	357	0	10	1,308	1,379	71
1	452	459	7	15	1,783	1,891	108
2	547	561	14	20	2,259	2,402	143
3	642	663	21	42	4,323	4,623	300
4	737	766	29	100	9,744	10,458	714
5	832	868	36	200	19,089	20,517	1,428

原料費調整制度について (都市ガス料金が毎月変動します)

購入ガスに液化天然ガス (LNG) が 27% 混入されることに伴い、平成 22 年 2 月分料金から原料費調整制度を導入します。

LNG は海外から輸入されるため、原油価格や為替相場などの影響を受けます。このため、LNG を混入することで購入ガス価格も変動することとなります。

原料費調整制度は、為替レートや原料価格の動向による購入ガス価格の変動（値上がりや値下がり）をガス料金に迅速に反映させるために設けられている制度であり、財務省の貿易統計資料を基に算定し、調整するものです。

<平成 22 年 2 月分からの都市ガス料金の仕組み>

ガス料金 = 基本料金 + 調整単位料金 × 使用量

調整単位料金

調整単位料金 = 基準単位料金* ± 調整単価 0.075 円 × 原料価格変動額 ÷ 100 円 × 1.05

* 下記原料価格変動額がアの場合は（+）、イの場合は（-）

原料価格変動額（100 円未満切捨て）

ア 平均原料価格 > 基準平均原料価格の場合は「平均原料価格 - 基準平均原料価格」

イ 平均原料価格 < 基準平均原料価格の場合は「基準平均原料価格 - 平均原料価格」

平均原料価格（10 円未満四捨五入）

料金適用月の 5 ヶ月前から 3 ヶ月前までの 3 ヶ月間の貿易統計 LNG 平均価格 × 0.27

基準平均原料価格（10 円未満四捨五入）

10,040 円（平成 21 年 6 月から 8 月の貿易統計 LNG 平均価格 37,190 円 × 0.27）

大幅な原料価格の上昇による急激な料金の上昇を避けるために上限値（60%）を設定します。上限値 16,060 円を超えた場合は、平均原料価格は 16,060 円とします。

料金反映の仕組み

（例）

平均原料価格算定期間	料金適用月
平成 21 年 9 月～11 月	平成 22 年 2 月
平成 21 年 10 月～12 月	平成 22 年 3 月
平成 21 年 11 月～平成 22 年 1 月	平成 22 年 4 月

<原料費調整制度導入後の都市ガス料金計算例>

1 か月 42m³ 使用した場合（基本料金 399 円 基準単位料金 100.59 円）

LNG 平均価格が 37,190 円から 39,050 円に上がった場合（+5%の上昇）

平均原料価格 = 39,050 × 0.27 = 10,540 円

原料価格変動額 = 10,540 円 - 10,040 円 = 500 円

調整単位料金 = 100.59 円 + 0.075 × 500 円 ÷ 100 円 × 1.05 = 100.98 円

ガス料金 = 399 円 + 100.98 円 × 42m³ = 4,640 円 影響額 + 17 円

LNG 平均価格が 37,190 円から 35,330 円に下がった場合（-5%の減少）

平均原料価格 = 35,330 × 0.27 = 9,540 円

原料価格変動額 = 10,040 円 - 9,540 円 = 500 円

調整単位料金 = 100.59 円 - 0.075 × 500 円 ÷ 100 円 × 1.05 = 100.19 円

ガス料金 = 399 円 + 100.19 円 × 42m³ = 4,606 円 影響額 - 17 円

なお、原料費調整制度に伴う毎月の料金は、検針時、毎月 15 日号の広報じょうえつ、局ホームページ及び窓口等でお客様にお知らせいたします。

その他の料金メニュー（選択約款・大口契約）について

選択約款・大口契約についても平成 22 年 2 月分料金より改定を実施します。

改定後の料金につきましては、別途戸別にお知らせしていきます。詳しくはガス水道局にお問い合わせください。また、今回の改定に伴い、新たに「家庭用コージェネレーションシステム契約」をメニューに加えましたので、エコウィルを設置されているお客様はご利用ください。